

私立幼稚園就園奨励補助金と私立幼稚園保護者負担軽減補助金を支給

◆私立幼稚園就園奨励補助金

対象 市内在住で私学助成を受ける幼稚園(注1)に在籍する、平成29年度の市民税所得割課税額が下表基準額に適用となる世帯

支給時期 平成30年1月下旬

補助限度額 下表のとおり

※平成29年1月2日以降に市内に転入した方は、平成29年1月1日現在の住所地で発行される平成29年度市民税課税・非課税証明書などが必要です。

申込み・問合せ 7月初旬に通園する幼稚園から配布される申請書に必要事項を記入し、市内の幼稚園は直接通園する各園へ、その他市外幼稚園は直接子育て支援課保育・幼稚園係または松山・野塩出張所へ

補助対象区分	平成29年度補助限度額			平成29年度補助限度額(月額)		
	第1子	第2子(注3)	第3子以降(注3)	第1子	第2子(注3)	第3子以降(注3)
生活保護世帯	308,000			308,000		
市民税非課税世帯・市民税所得割非課税世帯	272,000	308,000	308,000	308,000	308,000	308,000
市民税所得割課税額が77,100円以下の世帯	139,200	223,000	308,000	217,000		308,000
市民税所得割課税額が77,101円以上211,200円以下の世帯	62,200	185,000		62,200	185,000	
上記区分以外の世帯	補助対象外 154,000			補助対象外 154,000		

※(注1)私学助成を受ける幼稚園とは、右記(注4)以外の市内6園を含む幼稚園などのことです。
 ※(注2)ひとり親世帯等に該当する世帯については、右記問合せ先までお問い合わせください。
 ※(注3)第2子及び第3子以降とは右記①～③のいずれかに該当する幼児となります。
 ①幼稚園・幼稚園類似の幼児施設・保育所・認定こども園に在籍する兄・姉を有する幼児

◆私立幼稚園保護者負担軽減補助金

対象 市内在住で、私学助成を受ける幼稚園(注1)または施設型給付を受ける幼稚園(注4)に在籍する平成28・29年度の市民税所得割課税額が下表の定める基準額に適用となる世帯

支給時期 10月下旬・平成30年3月下旬(年2回)

補助限度額 下表のとおり

※私学助成を受ける幼稚園(注1)に在籍する方で、平成29年1月2日以降に市内に転入した方は、平成29年1月1日現在の住所地で発行される平成29年度市民税課税・非課税証明書などが必要です。

※施設型給付を受ける幼稚園(注4)に在籍する方で、平成28年1月2日から平成29年1月1日に市に転入した方は、平成28年1月1日現在の住所地で発行される平成28年度課税・非課税証明書などが、平成29年1月2日以降に清瀬市に転入された方は、平成28年度・29年度両方の証明書が必要になります。

所得基準	平成29年度補助限度額(月額)	
	第1子	第2子以降(注3)
市民税所得割非課税・生活保護世帯及び区分2のうちひとり親世帯等(注2)に該当する世帯	月額 9,700円 (内訳 都 6,200円+市 3,500円)	
市民税所得割課税額が77,100円以下の世帯	月額 8,000円 (内訳 都 4,500円+市 3,500円)	月額 9,700円 (内訳 都 6,200円+市 3,500円)
市民税所得割課税額が77,101円以上211,200円以下の世帯	月額 7,000円 (内訳 都 3,500円+市 3,500円)	月額 9,100円 (内訳 都 5,600円+市 3,500円)
市民税所得割課税額が211,201円以上256,300円以下の世帯	月額 5,900円 (内訳 都 2,400円+市 3,500円)	月額 8,500円 (内訳 都 5,000円+市 3,500円)
上記区分以外の世帯	月額 3,500円 (内訳 市 3,500円)	

②小学校1～3年生の兄・姉を有する幼児(市民税所得割が77,100円以下の世帯は小学校4年生以上も含む「ただし生計を一にするものに限る」)
 ③児童心理治療施設通所部に在籍または児童発達支援及び医療型児童発達支援もしくはは特別保育、家庭的保育事業等を利用する就学児童の兄・姉を有する幼児
 ※(注4)施設型給付を受ける幼稚園とは、清瀬ひかり幼稚園・こぼとの森幼稚園などの幼稚園のことです。

問合せ 子育て支援課保育・幼稚園係 ☎042・497・2086

臨時福祉給付金(経済対策分)の申請はお済みですか？

4月21日に臨時福祉給付金(経済対策分)の申請書を対象となる可能性のある方へ発送しました。申請書が届いた方は、該当しているか確認をし、7月31日(月)(消印有効)までに手続きをお願いします。

※申請期限を過ぎると給付ができなくなります。

問合せ 清瀬市臨時福祉給付金専用コールセンター ☎0120・999・334(平日午前9時～午後5時)



伝統芸能「清戸の獅子舞」を開催

7月16日(日)に日枝神社境内などで市指定無形民俗文化財「清戸の獅子舞」が行われます。当日は午後5時ごろに中清戸の個人宅を出発し、5時30分ごろに日枝神社へ、その後午後7時ごろから日枝神社を出発し全龍寺へ行き、午後8時ごろに再び日枝神社に戻って舞が行われます。

山の神や雌獅子・中獅子・雄獅子による獅子舞を、ぜひご覧ください。



学んで、集めよう

フレイル予防マスターポイント

対象の事業に参加して、フレイル、オーラル・フレイルを学ぶとポイントが付加されます。集めたポイント数に応じて「フレイル予防マスター」に認定します。更に参加賞をプレゼントします。

対象 市内在住で40歳以上の方

実施期間 7月13日(木)～10月20日(金)(プレゼントの引き換えは12月末まで)

ポイント対象事業 ①健康大学第4回「健康長寿はフレイル予防がカギ！」(7月13日(木)) ②フレイル、オーラル・フレイル予防講演会(7月20日(木)) ③健康測定会④脳トレ元気塾⑤健康大学第8回「噛むって楽しい」(10月11日(木))及び健康大学実技コース第7回「ロコモ予防教室」(10月20日(金))計4回 ※③④は日程多数あり。

※申込み不要。各会場にて受け付け。

問合せ ①③⑤＝健康推進課成人保健係 ☎042・497・2076、②④＝地域包括ケア推進課地域包括支援センター ☎042・497・2082

第33回私の体験・主張発表会

11月11日(土)午前10時から、清瀬けやきホールで「第33回私の体験・主張発表会」を開催します。

当日は、大賞者自身による作文などの発表や作品展示、子どもたちの育成に関わる活動に取り組んでいる団体が発表します。

—作品募集

この発表に向けて、

◆人と人とのふれあいを大切にしよう

◆自然や環境にやさしくしよう

◆社会や人のためにすすんで行動しよう

上記3つのテーマに沿った、子どもたちによる作文・ポスター・学習発表作品を募集します。

作品提出期限・方法 9月4日までに直接通園・通学している幼稚園、小・中学校に提出

※子どもの健全育成を目指し、テーマに沿って活動しているグループも募集中。8月31日までに下記へ。

問合せ 清瀬第五中学校副校長・蓮池 ☎042・492・6315

柳泉園組合の水銀濃度分析計測定結果

柳泉園組合では、廃棄物焼却施設の排ガス中の水銀濃度について、法律上の水銀排出規制基準は定められていないため、自己規制値を0.05mg/m³と定め測定しています。平成29年2月～4月の測定結果は、下記のとおりです。

水銀濃度分析計測定結果 (mg/m³)

測定施設	自己規制値	平成29年2月	平成29年3月	平成29年4月
1号炉	0.05	0.00	0.00	0.00
2号炉		0.00	0.00	0.00
3号炉		0.00	0.00	0.00

問合せ 柳泉園組合 ☎042・470・1547 またはごみ減量推進課ごみ減量推進係 ☎042・493・3750

児童扶養手当は、7月申請分から、平成28年中の収入額・控除額・扶養人数などの所得額を基に審査を行います。所得制限限度額(下表参照)の超過により児童扶養手当の認定請求をしていない方で、平成28年中の所得額が所得制限限度額内になった方は、手当を受給するために認定請求を行う必要があります。

請求期間 7月3日(月)～31日(月)午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

※申請月の翌月から支給となります。必ず期間内に請求し

扶養親族等の人数	所得制限限度額(円)		
	申請者	全部支給	一部支給
0人	190,000	1,920,000	2,360,000
1人	570,000	2,300,000	2,740,000
2人	950,000	2,680,000	3,120,000
3人	1,330,000	3,060,000	3,500,000

※扶養親族等の人数が4人以上の場合は1人につき38万円を限度額に加算。

042・497・2088へ 申込み・問合せ 請求期間中に直接子育て支援課係 ☎042・497・2088へ

「きよせひまわりコンサート」開催

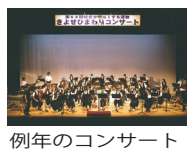
7月は「社会を明るくする運動」強化月間です。この運動は、犯罪や非行のない明るい社会の実現を目指す運動です。今年もその一環として「きよせひまわりコンサート」を開催します。

対象 市内在住の方。先着500人

日時 7月15日(土)午後1時30分～

場所 清瀬けやきホール ※直接会場へ。コンサートの他、のぼり旗の設置、駅周辺での広報活動を行います。

問合せ 生活福祉課係 ☎042・497・2058



マイナンバー制度における情報連携の本格運用の開始時期の変更について

平成27年7月～8月の市報きよせ各月15日号及びホームページなどで、マイナンバー制度におけるネットワークによる情報連携開始時期は平成29年7月を予定してあり、市に対する申請などの添付書類(住民票の写しや課税・非課税証明書など)が不要になるとお伝えしていました。

しかし、今回、国から平成29年7月からの連携は、試行運用となり、本格運用は平成29年秋ごろを予定していると発表がありました。

このため、7月以降も引き続き、添付書類は必要となりますので、ご持参いただきますよう、よろしくお願ひします。

なお、本格運用の具体的な時期(添付書類が不要になる時期)は決定次第、市報などでお知らせします。

問合せ 情報政策課情報推進係 ☎042・497・1845